

第5 仮使用承認の申請

(仮使用の承認)

1 仮使用の承認対象

(1) 製造所等の仮使用の承認対象は、変更工事に係る部分以外の部分で、当該変更工事においても、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少ない部分とする。(S46.7.27消防予第105号通知)

(2) 製造所等の仮使用承認申請の対象となる場合は、おおむね次に該当する場合をいう。

ア 製造所及び取扱所にあつては、危険物を製造し、又は取り扱っている場合若しくはタンク（20号タンク及び専用タンク）及び機器内に危険物が貯蔵されている場合。

イ 貯蔵所にあつては、危険物を貯蔵している場合。ただし、地下貯蔵タンクに限り、火災予防上必要な措置が講じられている場合は、当該タンクに危険物が残存しても、使用していないものとみなすことが出来る。

なお、屋外タンク貯蔵所において、主タンク附属設備（配管、ポンプ設備等）又は防油堤を変更するときは、主タンク又は最大タンクが開放中であっても、他のタンク（従タンク等）に危険物を貯蔵しているときは仮使用承認を必要とする。

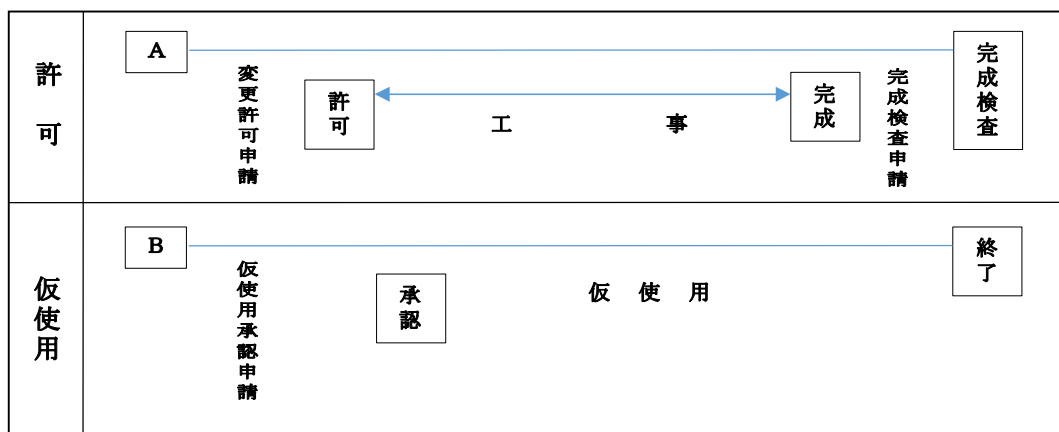
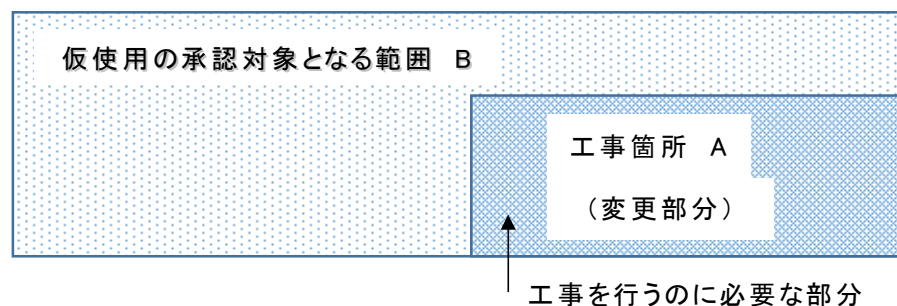
ウ 消火設備を共有する製造所等において、当該共有する部分を変更する場合で消火薬剤等最大必要施設の製造所等に危険物の貯蔵又は取り扱いが無くても、他の共有する製造所等に危険物の貯蔵又は取扱いを行っている場合。

(3) 仮使用の承認対象となる範囲

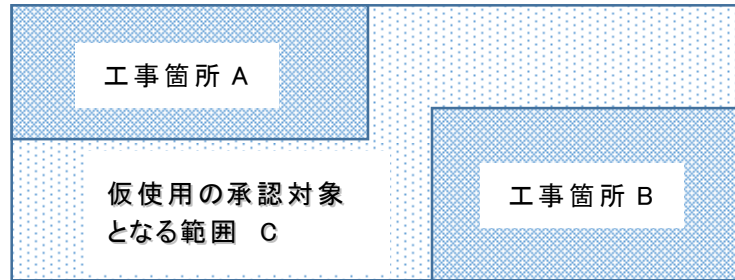
製造所等変更の工事に係る部分とは、実際に工事を行う箇所と当該工事を行うのに必要な部分をいう。

例 1

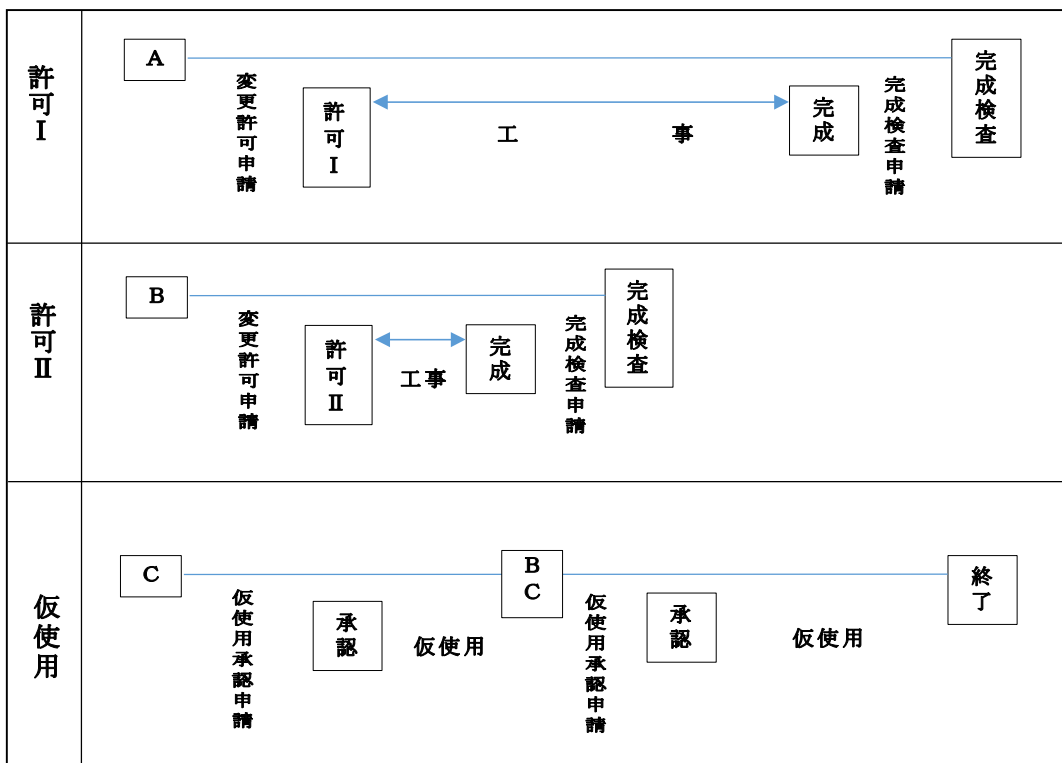
製造所等



例2 一の製造所等において、設備機器の配置、関連性等を勘案し相互に区分される場合、複数の部分で変更工事を同時期に行うことができ、かつ変更工事が終了した部分の完成検査をすることにより、工事が終了した部分から使用する場合

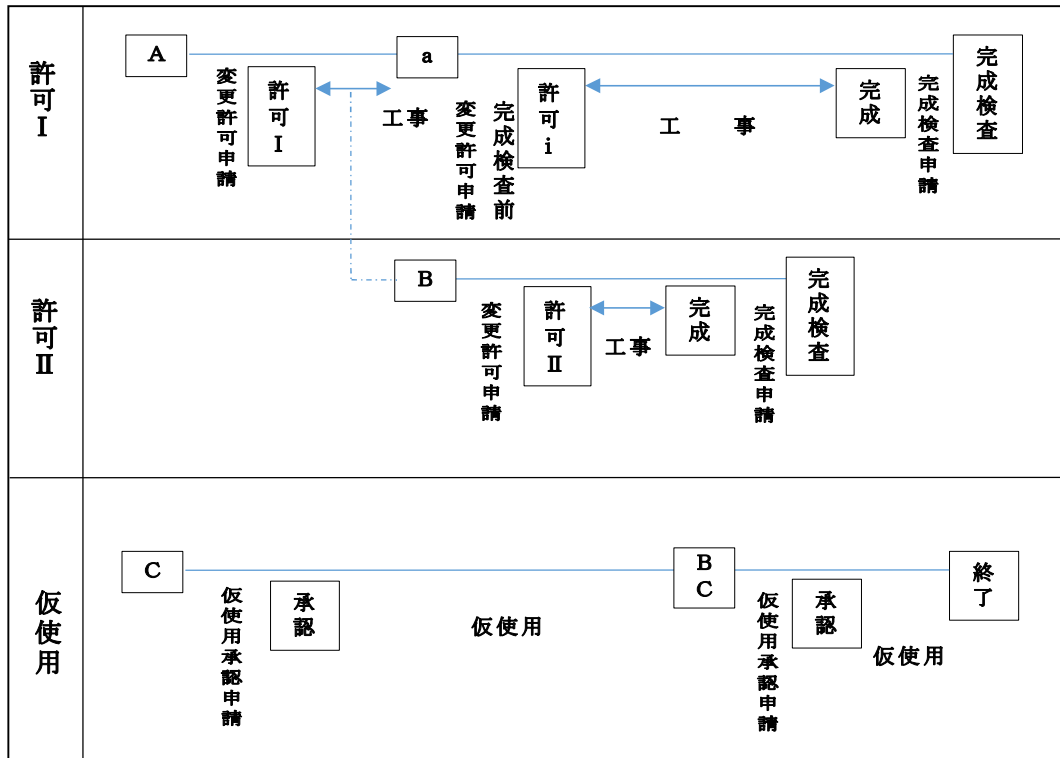
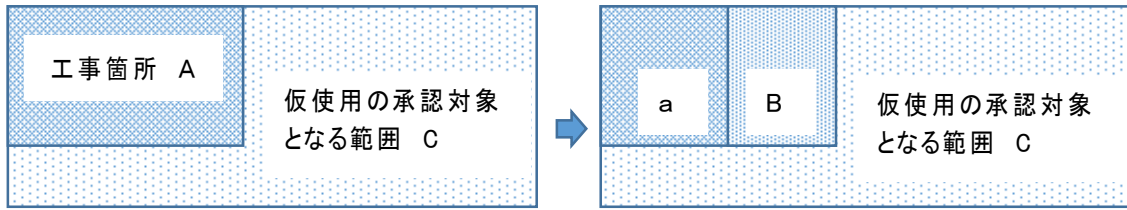


ア 複数の変更工事についてそれぞれ変更許可を行う場合



- (ア) A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可 I 及び許可 II を受けるとともに、変更部分以外の C 部分の仮使用承認申請を行う。この場合、変更許可申請の時期は同時期である必要はないが、A、B 部分の変更工事の工程等を明確にした工事計画書を添付すること。
- (イ) B 部分の工事終了後、当該部分の完成検査を申請し、完成検査済証の交付を受けること。
- (ウ) B 部分及び C 部分の仮使用承認申請を行い、承認を受けること。

イ 変更許可を受けた後、工期の途中で当該変更工事のうち、先に完成した区分できる部分を使用する必要が生じた場合



(ア) A 部分を一の変更許可申請で許可 I を受けるとともに、変更部分以外の C 部分の仮使用承認申請を行い、承認を受けること。

(イ) B 部分の工事が先に終了することになり、当該部分において先に使用する必要が生じた場合、許可 I の工事範囲を a 部分に縮小 (許可 a) する完成検査前の変更許可申請し、許可 i を受けるとともに、B 部分について新たな変更許可申請を行ない、許可 II を受けること。

B 部分の工事終了後、当該部分の完成検査を申請し、完成検査済証の交付を受けること。

(ウ) B 部分及び C 部分の仮使用承認申請を行い、承認を受けること。

(エ) a 部分の工事終了後、当該部分の完成検査を申請し、完成検査済証の交付を受けること。

2 承認条件

仮使用を承認する要件は、工事の内容、期間、規模等の実態に応じ、次に掲げる事項のうち必要と認められる事項について適合していなければならない。

(1) 工事計画

災害防止のため無理のない作業日程、工事工程等が組まれていること。

(2) 安全管理組織

- ア 施設側事業所及び元請、下請等の工事業者すべてを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。
- イ 工事関係者と危険物施設の運転関係者の間における工事の開始・終了の連絡、工事の内容、進捗状況及び危険物の取り扱い状況等の報告等の事前協議事項が明確にされていること。
- ウ 始業前及び終業前の点検、火気使用に伴う安全措置の点検及び仮使用部分における災害の発生防止又は早期発見のための巡回等の管理体制が明確にされていること。
- エ 災害発生時又は施設に異常が生じた場合など緊急時における対応策が確立されていること。

(3) 工事中の安全対策

- ア 工事部分と仮使用部分とが明確にされ、かつ、工事部分と仮使用部分は工事の内容に応じた適切な防火区画等が設けられていること。
- イ 仮使用場所の上部で工事が行なわれる場合は、落下物による事故防止のため有効な措置が講じられていること。
- ウ 工事を行うタンク、配管又は機器内の危険物、可燃性の蒸気又は可燃性のガスの除去及び工事部分以外の部分と導通している配管、ダクト又は排水溝等の閉塞板、仕切板等による遮断の措置が講じられていること。
- エ 工事場所の周囲には、関係者以外の者が出入できないように仮囲いの設置等有効な措置が講じられていること。
- オ 工事部分は、工事に必要な十分な広さが保有されていること。なお、給油取扱所の仮使用部分については、給油業務に支障とならない広さの空地が確保されていること。

(4) 火気管理

火気（裸火、溶接・溶断火花、電気火花、衝撃火花、摩擦熱等の発火源となるエネルギーをいう。）を発生し又は発生するおそれのある工事は、やむを得ない場合に必要最小限度で行うものとし、次に掲げる措置がすべて講じられていること。

- ア 火気使用の内容及び範囲並びに火気使用に伴う制限事項を明確にすること。
- イ ガス検知器等による可燃性の蒸気又はガスの確認を行なうこと。
- ウ 火気使用場所直近には、散水を行うとともに消火器等を配置すること。

(5) 照明及び換気

工事に用いる照明器具等は、火災予防上支障のないものを用いるとともに、必要に応じ換気が十分行われていること。

(6) 仮施設、設備等の安全措置

工事に伴い、仮設の塀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合には、危険物施設に危害を及ぼさないような安全対策が講じられていること。

(7) 機能阻害対策

工事に伴い、防火塀、防油堤、排水溝、油分離槽、消火設備等防災上不可欠な設備等の機能を阻害する場合には、代替措置が講じられていること。なお、この場合に設置する仮設設備等は、承認要件に係る設備として取り扱うものとする。

(8) 危険物抜き取り作業等

- ア 可燃性蒸気をみだりに放出させない措置が講じられているとともに、随

時周囲の可燃性蒸気等の有無をチェックする体制が確保されていること。
イ 多量の危険物を抜き取る場合は、空気圧等による圧送以外の方法により行うこと。

なお、抜き取り作業が取扱所及び貯蔵所における貯蔵又は取扱いと異なる場合で、かつ、抜き取り数量及び貯蔵数量が指定数量の倍数以上となる場合は、「同章第3節第13 仮貯蔵・仮取扱い」で定めるところによる。

ウ 危険物を抜き取り後、設備又は配管内の可燃性蒸気が完全に除去され、又は不活性ガス等による置換が行われること。

エ 静電気の発生するおそれのある危険物を容器等に受け入れる場合は、当該容器等を有効に接地し、又は危険物の流速を制限する等の静電気災害を防止する措置が講じられていること。

(9) 溶接・溶断作業

ア 溶接、溶断を行う設備・配管と他の部分とは確実に遮断するとともに、溶接、溶断を行う部分の危険物等可燃性のものは完全に除去すること。

イ 溶接等の際、火花、溶滴等の飛散、落下により周囲の可燃物に着火するおそれのある場所には、必要な保護措置を講ずること。

(10) その他保安措置

ア 風水害等における対策が講じられていること。

イ 建設用重機を用いる場合は、その作業に伴い設備及び機器を損傷させないよう安全対策が講じられていること。

ウ 承認を受けた後、仮使用を開始する場合には、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に市規則第6条第2項による「掲示板（市規則様式第16号）」を設けること。

エ その他工事の内容に応じた保安措置を講ずること。

3 手続き

(1) 仮使用承認申請書に添付する「火災予防上の措置について記載した書類」は次によること。

ア 危則第5条の2に規定する仮使用承認申請書（危則様式第7）

イ 付近見取図

ウ 工事計画書及び工事仕様書

エ 配置図（変更工事部分と仮使用承認部分を色分けすること。また、工事のための消火設備の位置を記入すること。）

オ 火気及び火花の発生するおそれのある使用機器の位置図

カ 工事形態に応じた仮設防火塀等の防火上の措置の位置及び構造図

キ 工事により、危政令で定める基準による設備（防火塀、防油堤、排水溝、油分離槽、通気管、消火設備、警報設備等）を撤去し、又は機能を阻害する場合に設ける仮設設備図

ク その他必要な事項を記載した図書

(2) 仮使用の承認を受けた製造所等で完成検査を受ける前に追加の変更工事に係る許可申請をした場合は、原則として仮使用の承認申請は要しないものとする。ただし、仮使用部分の範囲（(1) ア又はイ）及び2の承認条件が変更となる場合は、仮使用承認申請を要するものとする。

(3) 仮使用の承認申請は、原則として当該仮使用の承認申請に係る製造所等の変更許可申請と同時に行うものとする。

4 仮使用の期間

仮使用の期間は、製造所等の変更許可を受けて当該変更工事に着手したときから、完成検査済証が交付されるまでの間とする。

5 変更許可及び仮使用承認の同時申請

仮使用の承認と変更許可を併せて申請しようとする者は、危則第5条の3に規定する「変更許可及び仮使用承認申請書（危則様式第7の2又は様式第7の3）」により行うことができる。

この場合において、添付書類は、3~~号~~手続きを準用するものとするが、当該変更許可に係る添付書類と重複する付近見取り図等については省略することができる。

なお、仮使用に係る添付書類は、変更許可に係る添付書類の末尾に編纂するものとする。

第6 消防用設備等の着工の届出

(工事着手の届出)

- 1 危険物施設に設置する消防用設備等の工事に着手する場合は、10日前までにその種類、工事場所を市長に届け出なければならない。また、設置又は変更許可申請と同時に提出しても差し支えない

ただし、当該工事が「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」（H9.12.5消防予第192号通知）の第1別紙2（軽微な工事の範囲）に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、着工届を要しないことができるものとする。

- 2 工事整備対象設備等着工届（施行規則別記様式第1号の7）に添付する「当該工事に係る設計に関する図書」とは、次のとおりとする。（H5.10.26消防予第285号・消防危第82号通知、H10.8.4消防予第125号・消防危第72号通知、H11.9.24消防危第86号通知、H16.9.14消防予第167号・消防危第102号通知、R5.3.30消防危第68号通知）

（1）施行規則第31条の3第1号イ及びロ並びに第33条の18第1号イからハまでに規定する図書

（2）防火対象物又は製造所等の概要表

（3）各消防用設備概要表

なお、製造所等に設置される消防用設備等に係る着工の届出については、製造所等の設置又は変更の許可申請において、すでに付近見取り図、平面図、断面図、立面図、配管系統図、配線系統図及び展開図、計算書、設計図、使用機器図等の詳細設計図画提出されている場合は、当該添付図書を着工届書に添付しないこととして差し支えない。

第7 中間検査

1 定義

中間検査とは、完成検査時に検査することができない項目又は工事の工程から完成検査前に確認する必要があると認められる項目について、設置又は変更許可申請書の内容に従って施工されていることを確認する検査をいう。

2 中間検査の項目及び内容

(1) 配管検査

危険物配管の構造、強度及び施工状況等について、次の区分により行う確認行為をいう。

ア 配管耐圧検査

最大常用圧力の1.5倍以上の圧力により行う水圧試験等において、配管の漏えい、変形等を確認する行為をいう。(危令第9条第1項第21号(同第11条第1項第12号、第11条第2項、第12条第1項第11号、第13条第1項第10号、第17条第1項第8号及び第19条において準用する場合を含む。以下配管検査において同じ。))及び危則第28条の28)

イ 配管塗覆装検査

地下、海底及び河川底に埋設する配管の外面塗覆装について、その材質及び施工状況を確認する行為をいう。(危令第9条第1項第21号及び危則第28条の9第1項)

ウ 配管電気防食検査

地下、海底及び河川底に埋設する配管の電気防食設備について、その電極、配線ターミナル及びリード線の接続状況並びに電位測定の結果を確認する行為をいう。(危令第9条第1項第21号及び危則第28条の10)

エ 配管据付検査

地下に埋設する配管(容易に確認することのできる海底又は河川底に埋設する配管を含む。)における、管路の位置、管路床の構造、配管据付状況、配管の埋設深さ及び配管防護構造物の構造等を確認する行為をいう。(危令第9条第1項第21号、危則第28条の12(同第28条の15及び第28条の21第4項において準用する場合を含む。)、第28条の13(同第28条の19第4項において準用する場合を含む。)、第28条の14(同第28条の20において準用する場合を含む。第28条の29第2項、第28条の21第3項及び第28条の32第1項第5号)

オ 配管埋め戻し検査

地下に埋設する配管(容易に確認することのできる海底又は河川底に埋設する配管を含む。)について、備付け後の埋め戻しについて、埋め戻し材料、施工状況、防護工及び注意標示の位置構造等を確認する行為をいう。(危令第9条第1項第21号、危則第28条の13第3号から第5号及び第8号(同第28条の19第4項において準用する場合を含む。))及び第28条の44第2項)

(2) 配筋検査

製造所等の設備、タンクの基礎及び地盤のうち、鉄筋コンクリート基礎構造部の配筋の施工状況について、次の区分により行う行為をいう。

ア タンク基礎配筋検査

屋外及び屋内に設置する危険物タンク(建物又は架構内に設置された独立基礎以外の20号タンクを除く。)の鉄筋コンクリート基礎(鉄筋コンクリートリングを含む。)の配筋構造及び杭支持方式の基礎杭頭処理の構造並びに地下に設置する危険物タンクの基礎コンクリート基礎の配筋構造

及び支柱の構造を確認する行為をいう。(危令第9条第1項第20号(同第19条において準用する場合を含む。)、第11条第1項第5項(同第11条第2項から4項及び同第12条第1項から第3項において準用する場合を含む。))及び第13条第2項第2号(同第13条第3項から第4項及び同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。))

イ 防油堤配筋検査

屋外に設置する危険物タンクの鉄筋コンクリート構造の防油堤について、その配筋構造を確認する行為をいう。(危令第9条第1項第20号及び第11条第1項第15号(同第11条第2項から第4項において準用する場合を含む。))

ウ タンクピット配筋検査

屋外に設置する危険物タンクのうち、二硫化炭素を貯蔵し又は取り扱うタンクの鉄筋コンクリートピット及び地下に設置する危険物タンクの鉄筋コンクリートタンク専用室(蓋を除く。)について、その配筋構造を確認する行為をいう。(危令第9条第1項第20号、第11条第1項第17号(同第11条第2項において準用する場合を含む。))及び第13条第1項第14号(同第13条第2項から第4項及び同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。)、危則第23条の4)

エ スラブ配筋検査(地下タンク上部配筋及び地下タンク通気管上部配筋を含む。)

地下に設置する危険物タンクの鉄筋コンクリート上部スラブ(タンク専用室及び漏れ防止構造の蓋を含む。))及び地下に設置する危険物タンクの危険物配管及び通気管のうち、地下に埋設されるものの鉄筋コンクリート保護構造を確認する行為をいう。(危令第9条第1項第20号及び第21号、第13条第1項第14号及び第2項第2号(同第13条第3項、第4項及び同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。))及び危則第20条第3項)

(3) タンク底板防食検査

屋外に設置する危険物タンクのうち、底板を地盤面に接して設置するものについて、底板の防食措置(アスファルトサンド等の仕上げをいう。)の構造及び施工状況を確認する行為をいう。(危令第9条第1項第20号(同第19条において準用する場合を含む。))及び第11条第1項第7号の2(同第11条第2項から第4項において準用する場合を含む。))

(4) 地下貯蔵タンク

ア 地下タンク気密・耐圧検査

地下に設置する危険物タンクについて、タンク及び強化プラスチック被膜の気密及び耐圧状況(タンク検査済証及び型式試験確認済証の副と正の整合、検知層の気密性等をいう。)の確認する行為をいう。(危令第9条第1項第20号(同第19条において準用する場合を含む。))及び第13条第1項第6号、第2項第1号(同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。))

なお、検知層の気密性については、タンク固定後及び埋設後にも実施し、当該検知層を20kPa程度で加圧又は減圧し、当該10分間維持し圧力低下がないこと。

イ 地下貯蔵タンク据付検査

地下に設置する危険物タンクについて、基礎への据え付け構造及び施工状況(配筋検査を含む。)を確認する行為をいう。(危令第9条第1項第20

号（同第19条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項第1号、第2項第2号（同第13条第3項、第4項及び同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。))

ウ 地下貯蔵タンク防食被覆検査

地下に設置する危険物タンクについて、その防食塗覆装の材質及び施工状況を確認する行為をいう。（危令第9条第1項第20号（同第19条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項第7号（同第13条第2項から第4項及び同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。))

エ 地下貯蔵タンク埋め戻し検査

地下に設置する危険物タンクについて、その埋め戻しの材料及び施工状況を確認する行為をいう。（危令第9条第1項第20号（同第19条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項第1号、第2項第2号（同第13条第3項、第4項及び同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。))

(5) 少量液体危険物タンク検査

指定数量未満の20号タンク（液体の危険物に限る。）の構造、強度及び施工状況について、次の区分により行う確認行為をいう。

ア 水張・水圧検査

圧力タンクを除くタンクは水張試験において、圧力タンクは最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形等を確認する行為をいう。（危令第9条第1項第20号（同第19条において準用する場合を含む。))

なお、変更にかかる検査方法については、別添「屋外貯蔵タンク等の変更工事に係る完成検査前検査等」による。

イ タンク板の厚み測定検査

厚さ3.2mm以上の鋼板で、又はこれらと同等以上の機械的性質及び溶接性を有する鋼板その他の材料で造られているか、板1枚につき1点以上の確認をする行為をいう。（危令第9条第1項第20号（同第19条において準用する場合を含む。))

3 中間検査の実施

検査は、原則として消防機関が直接実施するものとするが、「完成検査等を行うことができる事業所の認定制度等」に基づき、変更工事に係る自主完成検査等の認定を受けた事業所（以下「認定事業所」という。）における中間検査については、すべて自主検査とすることができる。

4 検査記録等

認定事業所にて中間検査を実施したときは、検査の項目ごとにその結果を当該事業所において、検査結果書に記録するとともに、当該検査に係る製造所等の完成検査時に提出するものとし、写真等については完成検査時に提示することをもって足りるものとする。

なお、検査報告書等には、検査の年月日、場所、実施者名（検査資格が必要な場合は資格証明書の写し又は番号）、方法、器具、結果、合否及び検査における責任者印が必要である。

5 その他

消防職員にて中間検査を実施したときは、その結果記録等について原則事業所からの提出は要さない。

第8 完成検査前検査の申請

- 1 水張検査は、原則として水又は水以外の適当な液体（不燃性の液体）を満たし、漏れ又は変形等の有無を確かめる検査である。
ただし、水張検査のうち、油圧用タンク等で既に危険物が封入されている場合は、当該危険物をもって検査を行うことができる。
- 2 水圧検査は、タンクに水を満たし一定の圧力を加えて、漏れ及び変形等の有無を確かめる検査である。
- 3 溶接部検査とは、タンク本体の側板、底板及びアニュラ板の溶接部を放射線透過試験、磁粉探傷試験、超音波探傷試験等により行う検査をいう。
- 4 完成検査前検査申請は、タンク1基（分割タンクを含む。）ごととする。ただし、分割タンク（移動貯蔵タンクを除く）の水張（水圧）検査は、タンク全体の満水検査で漏れ及び変形等を確認したあと、各室ごとに検査を行うものとする。なお、各室検査の実施は、満水検査で荷重を掛けた後の仕切板の健全性を確認する必要があることから、満水検査後とする。
- 5 タンクの最大常用圧力が増加することにより、既に検査された圧力より高い圧力の水圧検査が必要となる場合は、新たに完成検査前検査が必要となる。
- 6 水圧検査を行わず工事を完了した場合の地下貯蔵タンク部分の水圧検査については、当該タンクを掘り起こし、水圧検査を行わなければならない。（S39.11.13自消丙予発第127号質疑）
- 7 指定数量未満の液体危険物タンクについては、完成検査前検査を受ける必要はないが、完成検査までに設置者等が自主的に実施した水張検査又は水圧検査の資料を提出し、基準への適合性を確認すること。（H7.2.3消防危第5号通知）
- 8 20号タンクの指定数量の倍数が変更となった場合の取り扱いについて（H10.3.16消防危第29号通知）
 - (1) 容量が指定数量の5分の1未満の危険物を取り扱うタンクが、当該タンクの本体の工事を伴うことなく指定数量の倍数が5分の1以上に変更され20号タンクとなる場合。
当該変更が当該タンクの本体に係る工事以外の工事に係る変更の許可の手続きにより行われる場合は、当該変更の許可及び完成検査の手続きを通じ、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準（水張試験又は水圧試験（以下この項において「水張試験等」という。）に係る基準を除く。以下この項において同じ。）への適合性を確認するものとする。この場合において、当該タンクが完成検査前検査（設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。）により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていないものである場合には、当該タンクについて水張試験等（完成検査前検査又は中間検査）を実施し、その結果を完成検査時に併せて確認するものとする。
また、取り扱う危険物の品名のみが変更されること等により、危険物を取り扱うタンクが指定数量の5分の1以上に変更される場合には、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準への適合性及び水張試験等（完成検査前検査または中間検査）に係る基準への適合性について、資料提出により確認するものとする。
 - (2) 容量が指定数量の5分の1未満の危険物を取り扱うタンクが、当該タンクの本体の変更工事に併せて危険物の品名変更等を行うことにより、指定数量の5分の1以上に変更される場合。
当該変更の工事が変更の許可の手続きにより行われる場合は、当該変更の許可から完成検査に至る手続きを通じて、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準への適合性を確認するものとする。

なお、当該タンクが完成検査前検査（設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。）により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていない場合にあっては、次の手続きにより当該タンクの水張試験等に係る基準への適合性を併せて確認するものとする。

ア 容量が指定数量以上に変更されている場合

完成検査前検査の手続きにより当該タンクの水張試験等の基準への適合性を確認するものとする。

イ 容量が指定数量の5分の1以上指定数量未満に変更される場合

完成検査の際、中間検査の結果を元に、当該タンクの水張試験等の基準への適合性を確認するものとする。

9 製造所等の液体の危険物タンク検査済証は、当該製造所等の用途が廃止された時点で、その効力を失うものと解する。（S56.2.3消防危第10号質疑）

ただし、給油取扱所からローリー充填の一般取扱所、又は製造所から一般取扱所、一般取扱所から製造所のように施設区分の変更による廃止・設置に限り既存のタンクが継続して使用される場合には、タンクの維持管理状況を勘案して、地下に設置されるタンクに関しては、不燃性ガスの封入による気密試験等の試験を行うことにより水圧試験の代替とする試験と認め、また、地上に設置されるタンクに関しては、従前のタンク検査済証を有効なものとして扱い、完成検査前検査を実施しないことができる。（S59.3.30消防危第27号、H9.6.2消防危第70号質疑）

10 既存の危険物タンクで、他の製造所等から移設することにより、新設となるタンクで、水張検査又は水圧検査が極めて困難な場合は、その維持管理状況等を勘案して、不燃性ガスの封入による気密試験等の試験を行うことにより水圧試験の代替とする試験と認め、完成検査前検査を実施することができる。

11 製造所に設置されている20号タンク（完成検査前検査済）を別の製造所に直接移設する場合において当該タンクが現在までに適正に維持管理されていることを定期点検の記録等により確認することができ、かつ、移設先の製造所においてタンク本体の変更工事を伴うことがない場合には、既設のタンクの検査済証を有効なものとして扱い、改めて完成検査前検査を行わないものとする。（H10.10.13消防危第90号質疑）

12 設置予定の製造所等に埋設する地下貯蔵タンクの完成検査前検査（水圧検査）申請が、当該製造所等の所有者から当該製造所等の設置許可申請の前になされた場合、当該完成検査前検査申請を受付け、完成検査前検査を実施することができる。（H10.10.13消防危第90号質疑）

13 海外で製作された液体危険物タンクを、製造所又は一般取扱所において20号タンクとして使用するために、ユニットに組み込まれた状態で輸入される場合における水張試験又は水圧試験については、次によること。（H13.3.23消防危第35号通知）

（1）対象となる液体危険物タンクは次のア及びイに適合するものであること。

ア 製造所又は一般取扱所のユニットに組み込まれた状態（周辺機器等が接続され、塗装等の処理が施されたもので、そのままの状態では水張試験又は水圧試験の実施が困難なもの）で輸入されるもの。

イ 海外の公正かつ中立な検査機関による危令第9条第1項第20号の水張試験又は水圧試験と同等以上の試験において、漏れ又は変形しないものであることが、当該試験機関の検査報告書（検査結果、検査方法・手順、検査状況、検査責任者等の内容が明確にされているもの）により確認されるもの。

（2）海外の公正かつ中立な検査機関は、危令第9条第1項第20号の水張試験

又は水圧試験と同等以上の試験を適正にかつ確実に実施するために必要な技術的能力及び経理的基礎を有しているものであること。

[海外における検査機関の例]

- ・Lloyd's Register (ロイド・レジスター)
- ・Germanischer Lloyd (ジャーマニッシャー・ロイド)
- ・Underwriters Laboratories Inc (ユー・エル)
- ・TUV (テュフ)
- ・Bureau Veritas (ビューロ・ベリタス)

- 1 4 廃止された危険物施設に埋設されている鋼製強化プラスチック製二重殻タンクを他の場所の危険物施設に埋設し再利用する場合、危告示第71条第1項第2号に規定する液体加圧法（水加圧70kPa）による試験を実施することを持って完成検査前検査とすることができる。なお、タンク検査済証には検査方法を記載するものとする。また、この検査方法により当該地下タンクを他の市町村へ移設する場合は、移設先の市町村の判断によるが、当該市町村が認めた場合には、タンク検査済証に試験結果記録等を添付するものとする。（H10.10.13消防危第90号質疑）
- 1 5 設置又は変更許可を受けた危険物施設で液体の危険物を貯蔵し、または取り扱うタンクを設ける場合は、危険物施設全体の完成検査を受ける前に、完成検査前検査として次の内容をそれぞれ受けなければならない。

	検査を受ける 工事の工程	検査事項	検査の種類	試験内容
	危令第8条の2第3項		危政令第8条の2 第5項	
特定屋外タンク貯蔵所	タンクの基礎及び地盤に関する工事の工程	基礎及び地盤に関する事項	基礎・地盤検査	平板載荷試験 標準貫入試験等 (危則第20条の3)
	タンク本体に配管等を取り付ける前の工事の工程	溶接部に関する事項	溶接部検査	放射線透過試験 磁粉探傷試験等 (危則第20条の7から9)
		漏れ、変形に関する事項	水張検査又は水圧検査	水張検査又は水圧検査 (危令第11条第1項第4号)
液体タンク 上記以外の	タンク本体に配管等を取り付ける前の工事の工程	漏れ、変形に関する事項	水張検査又は水圧検査	水張検査又は水圧検査 (危令第11条第1項第4号)

- 1 6 完成検査前検査申請に添付する図書

(1) 本市で許可を受けた製造所等のタンクを本市で完成検査前検査（水張又は水圧検査）を受験する場合。

ア 危則第6条の4第1項に規定する完成検査前検査申請書（その他添付書類は不要）

イ 製造所又は一般取扱所で複数の20号タンクの新設又は変更工事が行なわれる場合は、完成検査前検査申請書の「その他必要な事項」の欄に検査対象物の20号タンクが明確に特定できるように記載すること。

（H9.3.26消防危第35号質疑）

(2) 基礎・地盤

(申請時に必要なもの)

- ア 危則第6条の4第1項に規定する完成検査前検査申請書
(危則様式第13)
- イ 設置又は変更許可の写し
- ウ 工事工程表
- エ 構内配置図
- オ 地質調査資料、その他基礎及び地盤に関する必要な資料
(設置又は変更許可申請をKHKに審査委託した場合は、ウからオまでは不要。)

(検査時に必要なもの)

- ア 新設タンク
 - (ア) 標準貫入試験
 - a 試験位置図
 - (イ) 圧密度試験
 - a 盛土形状測定結果
 - b 現場における土の単位体積重量試験(砂置換法)報告用紙
 - c 圧密度90%を確認できる下記のいずれかの試験結果
 - ・沈下量測定結果
 - ・双曲線法による圧密度の測定結果
 - (ウ) 平板載荷試験
 - a 試験位置図
 - b 力計の検定書(校正係数が確認できるもの)
 - c 道路の平板載荷試験用紙(JIS A 1215)
 - (エ) 杭打ち試験
 - a 試験位置図
 - b 杭打設記録(杭打ち機械の諸元、杭根入長、支持力等の記録)
 - c 杭の打設後の変心量の測定記録
 - (オ) 一軸圧縮試験(深層混合処理工法による地盤改良)
 - a コア採取位置図
 - b 採取コア
 - c 一軸圧縮試験用紙(JIS A 1216)
- イ 新基準適合のための変更タンク
 - (ア) 鋼矢板による剪断変形抑制工法
 - a 標準貫入試験の試験位置図
 - b 鋼矢板のミルシート
 - c 鋼矢板打設記録(杭根入長等)
 - (イ) グラベルドレーン工法、パイプドレーン工法
 - a 標準貫入試験の試験位置図
 - b ドレーン材の品質証明書
 - c ドレーン材打設記録(根入長、打設位置等)
 - (ウ) 地下水低下工法
 - a 標準貫入試験の試験位置図
 - b 止水壁の施工図
 - (エ) 注入固化工法
 - a 標準貫入試験の試験位置図
 - b 固結材注入記録(注入位置、注入量等)

(3) 溶接部検査

(申請時に必要なもの)

- ア 危則第6条の4第1項に規定する完成検査前検査申請書
- イ 設置又は変更許可の写し
- ウ 工事工程表
- エ 構内配置図
- オ タンク本体の設計図書(平面図、断面図及び詳細図に寸法、板厚、材質を記載したもの)
- カ 本体に係る変更図書
(設置又は変更許可申請をKKKに審査委託した場合は、ウからカまでは不要。)

(検査時に必要なもの)

- ア 開放検査記録
 - ・目視検査記録(底部)
 - ・磁粉探傷試験記録(底部)
 - ・浸透探傷試験記録(底部)
 - ・板厚測定記録(底部)
 - ・側板とアニュラ板の脚長測定記録
 - ・側板とアニュラ板の角度測定記録
 - ・底部と不等沈下測定記録
 - ・底部の凹凸状態の測定記録
 - ・非破壊検査員名簿(技量認定書の写し)
 - ・コーティング上からの板厚測定に関する機器の型式試験確認証明書の写し
 - イ 補修に関する品質管理記録
変更工事の内容により必要とする次の記録
 - ・天候記録
 - ・加工(切断、板厚)検査記録
 - ・開先、組立検査記録
 - ・溶接材料入庫記録
 - ・溶接材料乾燥記録
 - ・ミルシート
 - ・溶接施工管理記録又は溶接部溶接補修記録
 - ・磁粉探傷試験記録(底部及び側部)
 - ・浸透探傷試験記録(底部及び側部)
 - ・放射線透過試験記録(側部)
 - ・溶接補修後の側板とアニュラ板の角度測定記録
 - ・溶接補修後の底部の凹凸状態の測定記録
 - ・補修後の底部と不等沈下測定記録
 - ・非破壊検査員名簿(技量認定書の写し)
 - ・溶接士の名簿(免許証又は技量認定書の写し)
 - ウ 定期保安検査及び定期開放点検記録
 - エ 過去におけるタンク本体及び基礎・地盤に関する補修記録
 - オ その他必要な資料
- 17 屋外タンク貯蔵所に係る補修工事のうち、以下の要件を全て満たすことを確認できたものについては水張試験に係る規定を適用しない。(R1.8.27消防危第98号通知)

- (1) 有害な変形がないタンクの底部に係るものであること
- (2) 脆性破壊を起こすおそれのない溶接部に係るものであること
- (3) タンク本体の変形に対する影響が軽微なものであること
- (4) 補修箇所について漏れがないものであること

第9 本市外のタンクの水張又は水圧検査

(本市以外の他の行政機関の行う水張又は水圧検査)

- 1 危令第8条の2の2に規定するタンクに係る完成検査前検査申請書（水張または水圧検査）の添付図書
 - ア 危則第6条の4第1項に規定する申請書（製造所等の別の欄には、製造所、貯蔵所、取扱所の区分、並びに貯蔵所又は取扱所の区分欄には、屋外タンク貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所等の区分について記入する。
（第15回全消会危険物委員会）
 - イ 容量計算書
 - ウ タンク構造図（タンク本体の設計図書（平面図、断面図及び詳細図に寸法、板厚、材質、溶接方法、ノズル名称及び口径等を記載したもの））
 - エ その他必要な資料
- 2 簡易タンク及び移動貯蔵タンク等の水圧検査を実施できる行政機関は、消防本部及び消防署未設置市町村長は含まず、消防本部及び消防署を置く市町村長又は都道府県知事とする。（S47.1.7消防予第10号質疑）

第10 完成検査の申請

(完成検査)

- 1 法第11条第5項に規定する完成検査は、製造所等が許可どおり設置されているかどうかを確認するためのものである。(S43.10.14消防予第224号質疑)
- 2 完成した当該製造所等が許可と異なる内容のものである場合は、法第10条第4項に規定する技術上の基準に適合していても不合格とすべきのものと解する。なお、この場合は、実情に応じ、設置又は変更の許可申請が必要となる。(S43.10.14消防予第224号質疑)
- 3 完成検査により不合格の後、変更許可申請をせず完成検査を受けようとする者は、再び設置の完成検査の申請をする。(S48.8.2消防予第122号通知)
- 4 完成検査前において変更が生じ、追加で変更許可申請をした製造所等の完成検査は一の完成検査として取り扱う。この場合において、設置許可後に追加申請したときの完成検査は、設置の完成検査とする。(S39.3.2自消丙予発第15号通知)
- 5 製造所等の完成検査を受けようとする者は、当該検査の受検の少なくとも前日までに、危則第6条第1項に規定する申請書(危側様式第8又は様式第9)により申請すること。
- 6 完成検査時に提出する書類(◆)
製造所等の完成検査当日には、検査結果等の必要な書類のうち該当するものを提出すること。
 - (1) 危令第8条の2第4項第1号の規定により、水圧検査を要しないものとされた場合は、高圧法又は労安法による検査又は検定に合格したものについて交付される検査合格証、容器明細書又は容器検査証等の写し
 - (2) 危令第8条の2第4項第2号の規定により、溶接部検査を要しないものとされた場合は、保安検査に係る保安検査済証の写し(完成検査と保安検査終了日が同一日であるときは適用しない。)
 - (3) 危令第8条の2第4項第3号の規定により、水圧検査を要しないものとされた場合は、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規定に定める基準に適合している旨の危則(危則第6条の2の9)で定める表示(国際会場危険物規定(IMDGコード)に従い必要な事項が記載されたもの)の写し
 - (4) 許可に係る本市以外の他の行政機関で交付されたタンク検査済証(正)の写し
(危令第8条の2の2の規定により、許可行政庁以外の行政機関で完成検査前検査を受けた場合)
 - (5) 避雷設備等で接地極の設置又は変更工事を行う製造所等にあつては、避雷設備の接地極施工書・接地抵抗値測定結果(結果書を提出した場合は、検査時の確認を省略することができる。)
 - (6) 電気防食の設置又は変更工事を行う製造所等にあつては、電気防食の防食電位試験結果(結果書を提出した場合は、検査時の確認を省略することができる。)
 - (7) 屋外貯蔵タンク及び屋外20号タンクを有する製造所等の設置又は変更工事を行う場合にあつては次の書類(容量500k1未満のタンクを除く。)
 - ア 磁粉探傷試験結果
 - イ 浸透探傷試験結果
 - ウ 放射線透過試験結果
 - エ 漏れ試験結果
 - オ 不等沈下測定結果(容量500k1未満であっても指定数量200倍以上のタンクは必要)
 - カ 板厚測定結果
 - キ 底部の形状測定結果
 - (8) 移送取扱所における配管設置又は変更工事にあつては、移送配管非破壊試験結果
 - (9) 消防用設備等の設置又は変更工事を行う製造所等にあつては、当該設備の試験結果(消火設備のうち第4種及び第5種を除く。)

7 完成検査時における工所用架台等の取扱い（H9. 3. 26消防危第35号通知）

完成検査時には、試運転等に備え工所用架台等を残置する必要がある場合があることを踏まえ、これに関しては以下の取り扱いとする。

（１）保有空地内の工所用事務所及び保有空地内に置かれた工所用資機材については完成検査時には撤去すること。

（２）完成検査後の試験運転用工事架台等

完成検査後の試運転時のメンテナンス及び監視等の確認上必要となる工業用架台等は、完成検査時において設置されていてもやむを得ないものであるが、完成検査時に撤去予定を示すこと。

8 完成検査指針（H1. 8. 31消防危81号通知）

この指針は、製造所等の設置又は変更許可申請に係る完成検査事務の効率化のため、完成検査による審査の際に留意すべき項目及び内容を抽出したものである。

（１）保安距離

ア 住居等保安対象物件からの距離を事業所配置図又は周囲状況図により確認する。

イ 塀等の代替措置による場合はその幅、高さ、材料、耐風強度等の防火上の有効性を配置図、構造図により確認する。

（２）保有空地

ア 保有すべき空地の幅を周囲状況図により確認する。

イ 隔壁を設けた場合はその範囲、材料、防火性能等の防火上の有効性を建築物構造図により確認する。

（３）標識、掲示板

大きさ、色、取扱い危険物の症状等に応じた表示内容、設置位置を配置図等により確認する。

（４）建築物等

ア 地階の有無を配置図、建築物構造図、構造設備明細書により確認する。

イ 主要構造部の構造、材料等を建築物構造図、構造設備明細書により確認する。

ウ 延焼のおそれのある部分の範囲並びに当該部分の外壁の構造及び出入口以外の開口部の有無を周囲状況図、配置図、建築物構造図、構造設備明細書により確認する。

エ 窓及び出入口の構造並びに延焼のおそれのある部分に設ける出入口の状況を周囲状況図、配置図、建築物構造図、構造設備明細書により確認する。

オ 床の構造及び傾斜並びに建築物の規模に応じたためますの設置数、機能の有効性等を配置図、建築物構造図、構造設備明細書により確認する。

カ 採光、照明及び換気設備の設置状況を配置図、設備構造図、構造設備明細書により確認する。

キ 可燃性蒸気又は可燃性微粉の発生状況に対応した排出設備の構造及び排出機能を配置図、設備構造図、構造設備明細書により確認する。

ク 屋外の液状危険物取扱い設備の周囲に設ける囲い等流出防止措置の状況並びに地盤面の構造、傾斜、液状の危険物の取扱い範囲及び量に応じたためます等の設備数、機能の有効性を配置図、設備構造図、構造設備明細書により確認する。

（５）危険物設備機器

ア 機器リストとフロー図により、危険物機器の該当性を確認する。

イ 塔類、タンク類、熱交換器類、ポンプ類、加熱炉等の設備機器の取扱い危険物、圧力、温度等使用条件に応じた構造、材料、板厚、容量、強度等並びに漏れ、あふれ又は飛散を防止するための附帯設備、高所に設置された危険物施設機器に対する飛散防止措置を配置図、設備構造図、構造設備明細書により確認する。

ウ 圧力の変化の生ずる設備に設けるべき圧力計及び安全装置の設置、安全装置の排出能力、安全弁の噴き出し位置等並びに温度の変化を生ずる設備に設けるべき温度測定装置

の設置及びその適正な取り付け位置をフロー図、機器リスト、配置図及び設備機器構造図により確認する。

エ 直火を用いる設備の有無及び安全措置をフロー図、配置図、設備機器構造図により確認する。

オ 附属屋外タンクの本体構造、耐震耐風圧強度、放爆構造、防食措置、通気管等、液面計、注入口、弁の材質、水抜き管、配管の構造等及び防油提の構造、強度、容量並びに防油提配管貫通部の保護措置等を配置図、タンク構造図、防油提構造図等及び構造設備明細書等により確認する。

カ 附属屋内タンクの本体構造、防食措置、通気管等、液面計、注入口、弁の材質、水抜き管、配管の構造を配置図、タンク構造図等、構造設備明細書により確認する。

キ 附属地下タンクの埋設方法、本体構造、防食措置、通気管等、液面計、注入口、配管の構造等を配置図、タンク構造図等、構造設備明細書により確認する。

(6) 電気設備等

ア 危険物の種類及びこれを取り扱う場所の状況に応じた電気配線、電気機械器具等の防爆性能等を配置図、設備概要図、構造設備明細書により確認する。

イ 静電気が発生するおそれのある設備に設ける静電気除去装置の有効性を配置図、設備構造図、構造設備明細書により確認する。

(7) 避雷設備

避雷設備の有効防護範囲並びに施工方法を配置図、設備構造図、構造設備明細書により確認する。

(8) 危険物配管

ア 配管の敷設位置、敷設方法、材料、構造等及び支持物の構造、耐火性等を配置図、フロー図、配管構造図、構造設備明細書で確認する。

イ 地下埋設配管の接合方法、防食措置を配管構造図により確認する。

(9) 消火設備

ア 必要となる消火設備の種類を構造設備明細書等により確認する。

イ 消火設備の適正配管及び薬剤の適応性を配置図、設備概要図により確認する。

ウ 第1種～第3種消火設備の設計仕様、有効水源、動力源及び予備動力源の能力、有効発泡等に至る推定所要時間等を設計書により確認する。

エ 第1種～第3種消火設備については、原則として現場にて放射試験を実施し、圧力、放水量、泡消火薬剤の性状等を確認する。ただし、消火薬剤等の放射試験を行うことが著しく困難な場合は、事前相談により、水による放射試験及び一部の性能試験とすることができる。

(ア) 設置及び大規模な変更工事

新規の設置工事又は大規模な変更工事においては、原則として消火薬剤の放出試験を行うこと。

(例) 消火薬剤の新設及び泡調合装置の新設、取替等

(イ) 中規模な変更

中規模な変更工事(ア)及び(ウ)以外においては、原則として消火薬剤の放出試験を行うこととし、消火薬剤の放出試験を省略することができる。

(ウ) 小規模な変更工事

放出口、附属設備、配管等の取替え又は配管の小規模なルート変更等の変更工事においては、外観、仕様等について確認することとし、消火薬剤の放出試験及び通水等の試験を省略することができる。

オ 製造者の検査成績証明書、設置者の検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用する。

カ 消防用設備等試験結果報告書に該当項目のないものの取扱い (H9. 3. 26消防危第35号

通知)

泡消火設備の泡チャンバー、泡モニタ等で消防用設備等試験結果報告書の欄に明記されていない泡放出口の機器については、当該報告書中の「ア 外観試験の泡放出口の機器の泡ヘッドの欄」、「ウ 総合試験の泡放出試験（低発泡のものによる）の固定式の欄」、「備考の欄」等を用いて記載する。

(10) 警報設備

ア 警報設備の適正配置及び設計仕様等を配置図、設備概要図、構造設備明細書、設計書により確認する。

イ 検査にあたっては、検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用するものとする。(H9.3.26消防危第35号通知)

(11) 緊急時対策

停電による動力源の遮断、異常昇温又は昇圧、流量の急激な変化等制御が不能となる異常状態が発生した場合に、装置等を安全に停止し、事故等を防止する設備等が設けられている場合にあっては、その設備等を配置図、フロー図、設備概要図により確認する。

(12) その他

完成検査提出書類（完成検査前検査関係、中間検査関係、設置・電気防食関係、タンク関係、移送取扱所関係、消防用設備関係、その他）について、その適正を確認する。

第11 完成検査済証、許可証等の再交付申請

(再交付)

- 1 完成検査済証の再交付にあたっては、手数料は徴収しないものである。(S57.1.19消防危第10号通知)
- 2 許可証又はタンク検査済証の再交付にあたっては、手数料は徴収しないものである。(◆)

第12 手数料

- 1 製造所等の設置又は変更の許可申請後において、当該申請に係る許可前に申請内容を変更する場合の手数料は、次の通り取り扱う。(S39.3.2自消丙予発第15号通知)
 - (1) 危険物の貯蔵又は取扱数量の変更により、手数料の額が増加する場合は、増加後の数量に対応する手数料との差額を新たに徴収する。
 - (2) 危険物の貯蔵又は取扱数量の変更により、手数料の額が減少する場合は、減少後の数量に係る手数料との差額は返還しない。
- 2 設置又は変更の許可を受けた製造所等で、当該施設に対する完成検査前に当該許可に係る変更の許可申請を行う場合の手数料は、次のとおり取り扱う。(S39.3.2自消丙予発第15号通知)
 - (1) 危険物の貯蔵又は取扱数量に変更がない場合は、設置許可手数料の額の2分の1の額を徴収する。
 - (2) 危険物の貯蔵又は取扱数量に変更がある場合は、当該数量に対する設置許可手数料の額の2分の1の額を徴収する。
- 3 設置又は変更の許可を受けた製造所等で、上記1及び2の完成検査の手数料は次のとおり取り扱う。(S39.3.2自消丙予発第15号通知)
 - (1) 危険物の貯蔵又は取扱数量に変更がない場合
 - ア 設置の場合は、設置許可手数料の額の2分の1の額を徴収する。
 - イ 変更の場合は、設置許可手数料の額の4分の1の額を徴収する。
 - (2) 危険物の貯蔵又は取扱数量に変更がある場合
 - ア 設置の場合は、最終の危険物の貯蔵又は取扱数量に対する設置許可手数料の額の2分の1の額を徴収する。
 - イ 変更の場合は、最終の危険物の貯蔵又は取扱数量に対する設置許可手数料の額の4分の1の額を徴収する。
- 4 設置の許可を受けた製造所等の完成検査申請により完成検査を行った結果、法第10条第4項の技術上の基準に不適合又は許可内容と異なるため不合格となり、その後に変更許可申請がなされ、当該許可後に再び完成検査がなされた場合は、変更許可後の製造所等における危険物の最大数量を基準として設置許可手数料の額の2分の1の額を徴収する。(S48.8.2消防予第122号質疑)
- 5 設置の許可を受けた製造所等の完成検査申請により完成検査を行った結果、不合格となり、その後変更許可申請がなされず、再び完成検査の申請がなされた場合は、設置許可手数料の額の2分の1の額を徴収する。(S48.8.2消防予第122号質疑)
- 6 製造所等の設置許可後、工事が完了する見込みで完成検査申請がなされたが、当該完成検査を実施する前に変更許可申請がなされたときは、完成検査申請の訂正として取扱い、訂正に際して完成検査申請手数料を重ねて徴収しないものとする。ただし、危険物施設の変更により、危険物の貯蔵又は取扱最大数量に変更を生じ、当該危険物施設の完成検査手数料の変動を及ぼすものにあつては、次により取り扱うこと。(S48.8.2消防予第122号質疑)
 - (1) 危険物施設の変更により、完成検査手数料が増加することとなる場合は、当該手数料との差額を新たに徴収する。
 - (2) 危険物施設の変更により、完成検査手数料が減少することとなる場合は、当該手数料との差額は返還しない。
- 7 20号タンクの水張・水圧検査の手数料は、タンク1基ごとに徴収する。(S35.6.28国消乙予第40号質疑)
- 8 分割タンクの水張又は水圧検査は、各室の容量を合計した容量を基準に手数料を徴収する。
- 9 国の機関(例えば自衛隊)に係る製造所等の設置許可申請又は完成検査申請に際し手数料を徴収することは差し支えない。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)
- 10 製造所等の設置又は変更の許可申請後において、当該申請を取り下げる場合の申請手数料にあつては、標準処理期間起算日以降のものは返還しない。(◆)

第13 仮貯蔵・仮取扱いの承認

1 指定数量以上の危険物の仮貯蔵又は仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）の基準（タンクコンテナ等による仮貯蔵を除く。）

(1) 仮貯蔵等の反復の制限

仮貯蔵等をする場合には、同一場所において法定期間（10日間）を終了後、反復して行ってはならない。ただし、次のような場合は仮貯蔵等の承認を更新できるものであること。なお、再承認にあっては、原則3回までとする（◆）

- ア 工事現場、埠頭等の特殊な場所における場合。
- イ 事故又は災害による緊急措置等やむを得ない場合。
- ウ その他正当な理由がある場合。

(2) 仮貯蔵等の位置

仮貯蔵等を行うことのできる位置については、危令第9条第1項第1号の規定を概ね準用するものとする。

(3) 屋外における仮貯蔵等

屋外において仮貯蔵等をする場合は、次によるものとする。

ア 危令第2条第1項第7号に定める危険物に限るものとする。ただし、次に掲げる場合を除く。

(ア) 仮貯蔵の場合

法別表第1に掲げる禁水性物質に該当する危険物。

(イ) 仮取扱いの場合

第3類の危険物、二硫化炭素、沸点が40℃未満の危険物、危則第16条の3に定める指定過酸化物質及びアルカリ金属の過酸化物質。

イ 湿潤でなく、かつ、排水及び通風の良い場所とし、その周囲には不燃材で造った柵等を設けて明確に区分すること。

ウ 仮貯蔵等を行う場合の柵等の周囲には、貯蔵し、又は取り扱う危険物の指定数量の倍数に応じ、危令第16条第1項第4号に掲げる空地の幅のおおむね2分の1以上を保有すること。

ただし、高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う場合は、危則第24条の12第2項第2号に掲げる空地の幅の概ね2分の1以上を保有すること。

エ タンクで貯蔵する場合の空地の幅は、3m以上とすること。

オ 類を異にする危険物を貯蔵する場合は、類ごとに取りまとめて貯蔵し、かつ、その相互間に幅1m以上の空地を保有すること。

カ 仮貯蔵等を行う場所は、危険物が直接事業所敷地外に流出するおそれがない場所又は流出しないよう適当な措置を講じた場所とすること。

(4) 屋内における仮貯蔵等

屋内において仮貯蔵等をする場合は、次によるものとする。

ア 建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造又は不燃材で造り、かつ、出入口には防火設備を設けた専用の棟又は室とすること。

イ 仮貯蔵等をする建築物内に、危険物以外の物品が存する場合には、当該物品が存する場所との間を耐火構造又は不燃材で造られた隔壁で完全に区分すること。ただし、危令第26条第1項第1号のただし書きで定める場合においては、当該規定を準用するものとする。

ウ 類を異にした危険物を同一の建築物内部において仮貯蔵等する場合には、類ごとに耐火構造又は不燃材料で造られた隔壁で完全に区分すること。ただし、危令第26条第1項第1号の2ただし書きで定める場合においては、当該規定を準用するものとする。

エ 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

(5) 消火設備

仮貯蔵等を行う場所には、危険物の性質、数量等に応じて危令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を設けること。その能力単位の数値は、屋外にあっては危険物の所要単位の数値、屋内にあっては危険物及び建築物の所要単位の数値に達するように設けること。

(6) 貯蔵及び取り扱いの基準

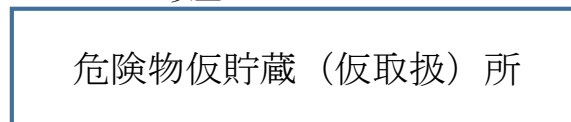
仮貯蔵等においてする危険物の貯蔵又は取り扱いの基準は、危令第4章の規定を準用するものとする

(7) 標識及び掲示板

仮貯蔵等をする場所の見やすい箇所に、仮に貯蔵する場合にあっては「危険物仮貯蔵所」、仮に取り扱う場合にあっては、「危険物仮取扱所」と表示した標識並びに仮貯蔵の期間、危険物の類別、品名、最大数量及び危険物取扱者又は管理責任者の氏名及び緊急時の連絡先を表示した掲示板を設けること。なお、前記の標識のほか、仮貯蔵等をする危険物に応じ危則第18条第1項第4号及び第5号に規定する掲示板（火気厳禁、禁水等）を設けること。

標識の例

0. 6 m以上



0. 3 m以上

地は白色、文字は黒色

掲示板の例

承認番号	安消予承認 第 号
期 間	年 月 日から 年 月 日まで（日間）
貯蔵取扱危険物	第 類
管理責任者 (危険物取扱者)	
緊急時の連絡先 (電話番号等)	

(8) 基準の特例

仮貯蔵等について、消防長が危険物の品名及び数量、危険物の貯蔵又は取り扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況から判断して、この基準の規定によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限にとめることができると思えるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることにより、この基準の規定と同等以上の効力があると認めるときにおいては1（2）～（6）の規定は適用しない。

(9) 定期点検等に伴う危険物の抜取り等

ア 屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所

定期点検等（施設廃止時を含む）に伴い、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所の貯蔵タンクから指定数量以上の危険物を抜取る場合は、仮取扱いの承認を、また、抜き取った危険物をドラム缶等の容器に収納して一時的に貯蔵する場合は、仮貯蔵の承認を要する。この場合において、仮取扱いと仮貯蔵が一連の作業として実施される場合は、一の申請とすることができる。

イ 製造所又は取扱所

定期点検等（施設廃止時を含む）に伴い、製造所若しくは取扱所の屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク、地下貯蔵タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る場合及び当該製造所若しくは取扱所に抜き取った危険物を一時的に貯蔵する場合又は当該製造所若しくは取扱所以外に抜き取った危険物を一時的に貯蔵する場合は、仮貯蔵等の承認が必要である。

2 タンクコンテナ又は箱形のコンテナ（ドライコンテナ、リーファーコンテナ等）（以下「タンクコンテナ等」という。）による危険物の仮貯蔵の基準（H4. 6. 18消防危第52号、R4. 12. 13消防危第275号通知）

(1) 運用上の留意事項

ア 申請者が同一であれば、同一時期に同一場所で複数のタンクコンテナ等を仮貯蔵する場合は、一の仮貯蔵とすることができること。

イ タンクコンテナ等の安全性及び輸送行程の複雑さを考慮し、仮貯蔵の承認に係る事務の迅速化を図ること。

ウ 仮貯蔵の承認申請書に添付する書類については、次に掲げる事項を記載した書類とするが、必要最小限にとどめ、申請者に過重な負担を掛けないようにすること。

(ア) 屋外での仮貯蔵

当該仮貯蔵場所を含む敷地内の主要な建築物その他の工作物の配置及び周囲の状況を表した見取図

(イ) 屋内での仮貯蔵

(ア) に定めるもののほか、建築物の仮貯蔵に供する部分の構造を表した図

エ 原則として仮貯蔵承認期間を過ぎて同一場所で仮貯蔵を繰り返すことはできないこと。ただし、台風、地震等の自然災害、事故等による船舶の入出港の遅れ、感染症等の影響により、船員や湾港労働者の確保ができないなど、湾港の稼働状況が悪化した結果による船舶の遅延、鉄道の不通等の申請者等の責によらないやむを得ない事由により、仮貯蔵承認期間を過ぎても同一の場所で仮貯蔵を継続する必要がある場合は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できるものとする。なお、再承認にあつては、原則3回までとする。(◆)

オ 次の場合においては、新たな仮貯蔵又は仮取扱いの承認は要しないものであること。

(ア) 複合輸送において、船舶から貨車又は貨車から船舶へタンクコンテナ等を積み込むために、栈橋、岸壁若しくはコンテナヤードと同一又は隣接した敷地の鉄道貨物積卸場との間において、一時的にタンクコンテナ等を車両に積載して運ぶ場合

(イ) コンテナ船又は貨車の到着前に積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けた場合において、コンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるためタンクコンテナを埠頭、コンテナヤード等に一時的にとどめる場合

(ウ) 車両に駐停車が禁止されている等の事由により、コンテナヤード等で完成検査を受けることができない場合において、完成検査を受けるためタンクコンテナを車両に積載して同一又は隣接した別の場所に移動する場合

(2) 技術上の基準等に係る指針

ア 屋外における仮貯蔵

(ア) 仮貯蔵場所

a 仮貯蔵場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所であること。

b 仮貯蔵場所の周囲には、3 m以上の幅の空地を保有すること。ただし、危令第9条第2項に定める高引火点危険物のみを貯蔵する場合又は不燃材料で造った防火上有効な塀を設けることにより、消防長が安全であると認めた場合は、この限りでない。

(イ) 標識及び掲示板

- a 標識
仮貯蔵場所には、見やすい箇所に「危険物仮貯蔵場所」である旨を表示した標識を設けること。
 - b 掲示板
仮貯蔵場所には、承認番号、仮貯蔵期間、危険物の類、品名、貯蔵最大数量、管理責任者及び緊急時の連絡先を表示した掲示板を設けること。
なお、前記の標識等のほか、仮貯蔵等をする危険物に応じ、危則第18条第1項第4号及び第5号に規定する掲示板（「火気厳禁」、「禁水」等）を設けること。
- (ウ) 消火設備
仮貯蔵場所には、貯蔵する危険物に応じて危令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するように設けること。
- (エ) 仮貯蔵中の火災予防に係る事項
- a 仮貯蔵場所には、「関係者以外立入禁止」の表示を掲げる等関係のない者をみだりに出入りさせない措置を講じること。
 - b 仮貯蔵場所には、みだりに空箱その他の不要な物件を置かないこと。
 - c 仮貯蔵中は、危険物以外の物品の貯蔵をしないこと。
 - d タンクコンテナ等を積み重ねる場合は、同じ類の危険物を貯蔵するタンクコンテナ等に限るものとし、かつ、地盤面からタンクコンテナ等の頂部までは6m以下とすること。
 - e タンクコンテナ等の相互間には、点検のための間隔を設けること。
 - f 危険物の管理責任者は、適宜巡回し、タンクコンテナ等の異常の有無及びaからeまでを確認すること。
- イ 屋内における仮貯蔵
- (ア) 仮貯蔵場所
- a 仮貯蔵場所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造又は不燃材で造られ、かつ、出入口に防火設備を設けた専用室とすること。
 - b aの専用室の窓にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。
- (イ) その他
屋外における仮貯蔵の(イ)から(エ)までの例によること。
- 3 同一敷地内において、同時に二以上の場所で仮貯蔵等を行う場合の承認申請は、一の場所ごととする。
- 4 仮貯蔵等の承認申請に添付する図書
- (1) 危則第1条の6に規定する申請書（危則別記様式第1の2）
 - (2) 付近見取図及び敷地見取図
 - (3) 配置図（機器配置図、消火設備配置図等）
 - (4) 構造図（建築物、タンク図、機器図、設備図等）
 - (5) 危険物取扱者の免状の写し
 - (6) その他必要な書類
- 5 承認申請手数料は、一の申請ごとに納入する。
- 6 モーターショー等において燃料タンクに危険物を収納した自動車等を短期間に陳列し、1棟の建築物内におけるこれらの危険物の合計量が指定数量以上となる場合であっても、法第10条第1項ただし書きの規定による承認を要するものとはならない。（S49.7.30消防予第102号質疑）
- 7 危険物の流出防止対策を施した場所において、第三者機関による性能評価を受けた可搬式の給油設備を移動タンク貯蔵所と接続し、危険物取扱者免状の保有者が当該給油設備を用いて自動車への給油又は容器への注油を行うことは仮取扱いとして差し支えない。（H30.12.18消防危

第226号質疑)

8 震災その他大規模な災害等によって、製造所等が被災すること等により、通常の貯蔵又は取扱いが著しく困難である場合の仮貯蔵・仮取扱いには、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きの運用に関する手引き(R4.4.1制定)」によること。(◆)

9 仮貯蔵等承認申請書記載要領 (H31.2.14消防危第34号通知)

申請書の記載要領は以下のとおりであるが、各欄の記載事項が書き切れない場合は、「別紙のとおり」として記入し別紙資料を添付すること。

(1) 仮貯蔵、仮取扱いのいずれか一方しか行わない場合は、実施しない申請を二重線で抹消すること。

(2) 申請日は申請提出日を記入すること。

(3) 「申請者」の欄は、申請者が法人の場合は、その名称、代表者氏名、事務所の所在地及び電話番号を記入すること。

(4) 「仮貯蔵(取扱)の場所」欄は、仮貯蔵等を行う場所の所在地及び名称を記入すること。

(5) 「仮貯蔵(取扱)に使用する部分の概況」欄には、屋内の場合にあっては、建築物の建築面積、壁、床、柱及び屋根等構造材の材質を記入し、屋外の場合にあっては、空地の面積及び地盤面の構造について記入すること。

(6) 「仮貯蔵(取扱)の期間」欄は、期間が10日以内になるよう年月日及び期間を記入すること。

(7) 「危険物の種類、品名、最大数量」欄には、類、品名、貯蔵等をする最大数量及び指定数量の倍数を記入する。

(8) 「仮貯蔵(取扱)の方法」欄は、仮貯蔵等の方法及び静電気対策や流出防止措置等の安全対策を具体的に記入すること。

(9) 「消火設備」欄は仮貯蔵等の期間中に設置する消火設備を記入すること。

(10) 「防火責任者」欄は、現場管理責任者の住所、氏名及び緊急連絡先を記入すること。

なお、作業従事する危険物取扱者の危険物取扱者免状の写しや氏名及び資格の種類等を記載した書類を添付すること。

(11) 「その他必要事項」欄は、標識等の掲示、バリケードの設置、消火設備や警報設備の設置等、危険物の管理方法や関し・消火体制を具体的に記入すること。

第14 保安検査の申請

(保安検査及びその審査の委託)

- 1 保安検査申請はタンク1基ごととする。
- 2 保安検査申請に添付する図書
 - (1) 申請時に必要なもの
 - ア 危則第62条の3第1項に規定する申請書(危則様式第27又は様式第28)
 - イ 工事工程表
 - ウ 構内配置図
 - エ タンク本体の設計図書(平面図、断面図及び詳細図に寸法、板厚、材質を記載したものの)
 - オ 本体に係る変更図書
(変更許可申請をKHKに審査委託する場合は、イからオまでは不要とする。)
 - (2) 検査時に必要なもの
 - ア 開放検査記録
 - ・目視検査記録(底部)
 - ・磁粉探傷試験記録(底部)
 - ・浸透探傷試験記録(底部)
 - ・過電流探傷試験記録(底部)
 - ・板厚測定記録(底部)
 - ・側板とアニュラ板の脚長測定記録
 - ・側板とアニュラ板の角度測定記録
 - ・底部の不等沈下測定記録
 - ・底部の凹凸状態の測定記録
 - ・非破壊検査員名簿(技量認定書の写し)
 - ・コーティング上からの板厚測定に関する機器の型式試験確認証明書の写し
 - イ 補修に関する品質管理記録
変更工事の内容により必要とする次の記録
 - ・天候記録
 - ・加工(切断、板厚)検査記録
 - ・開先、組立検査記録
 - ・溶接材料在庫記録
 - ・溶接材料乾燥記録
 - ・ミルシート
 - ・溶接施工管理記録又は溶接部溶接補修記録
 - ・磁粉探傷試験記録(底部及び側部)
 - ・浸透探傷試験記録(底部及び側部)
 - ・過電流探傷試験記録(底部)
 - ・放射線透過試験記録(側部)
 - ・溶接補修後の側板とアニュラ板の角度測定記録
 - ・溶接補修後の底部の凹凸状態の測定記録
 - ・補修後の底部の不等沈下測定記録
 - ・非破壊検査員名簿(技量認定書の写し)
 - ・溶接士の名簿(免許証又は技量証明書の写し)
 - ウ 定期保安検査及び定期開放点検記録(提示)
 - エ 過去におけるタンク本体及び基礎・地盤に関する補修記録(提示)
 - オ その他必要な資料

第15 保安検査の時期変更の承認申請

(保安に関する検査)

- 1 保安検査時期変更承認申請に添付する図書
 - (1) 危則第62条の3第2項に規定する申請書（危則様式第29）
 - (2) 時期変更を必要とする事由を記載した書類
 - (3) 設置の完成検査済証又は前回の保安検査済証の写し
 - (4) 敷地内配置図
 - (5) 危則第62条の2第1項第3号による場合は、危険物の除去措置や流入防止が確認できる書類
 - (6) その他必要な図書
- 2 保安検査時期変更承認申請についての留意事項は次のとおりとする。（S52.3.30消防危第56号通知）
 - (1) 保安に関する検査の対象となるべき特定屋外タンク貯蔵所の所有者等（以下「義務者」という。）の判断において、当該特定屋外タンク貯蔵所の保守管理の必要性が生じた場合は、危則第62条の2第1項第2号に規定する「保安上の必要が生じた」事由に該当するものであること。
 - (2) 義務者の判断において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類を変更する必要性が生じた場合は、危則第62条の2第1項第4号に規定する「使用の状況（計画を含む。）等に変更が生じた」事由に該当するものであること。
 - (3) 危令第8条の4第5項の事由が生じた場合は、直ちに臨時保安検査の申請を行うとともに、内部開放を行うこと。
- 3 休止中の特定屋外タンク貯蔵所等の保安検査の受検時期に関する事項（H21.10.27消防危第193号通知）

特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所における保安検査の時期について、その時期を変更できる事由に危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたことが追加されたが、その運用については次のことに留意すること。

 - (1) 保安検査時期変更の事由

危則第62条の2第1項第3号に定める危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたことの承認にあたっては、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成21年総務省令第98号）の附則第3条第3項第1号及び第2号に掲げる措置が講じられていることを要件として差し支えない。
 - (2) 例外とする危険物の貯蔵及び取扱い

危則第62条の2第2項各号に掲げる規定により危険物の貯蔵及び取扱いから次のアからウまでが除かれたが、これは他の製造所等と共有する設備や配管の存在、機器の維持管理などの施設の実態をかんがみ、除いたものであること。

 - ア 消火設備又は保安のための設備の動力源の燃料タンクにおいて危険物の貯蔵又は取扱いが行われる場合
 - イ ポンプその他の潤滑油又は作動油を用いる機器における潤滑油又は作動油の取扱いが行われる場合（一の機器において取り扱う潤滑油又は作動油の数量が指定数量の5分の1未満である場合に限る。）
 - ウ 屋外タンク貯蔵所の配管のうち他の製造所等との共有部分において危険物を取り扱う場合（当該他の製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに伴うものに限る。）
 - (3) 保安検査受検予定日より前に危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合の取扱い

危則第62条の2第1項第3号の事由により保安検査の実施時期が変更された後、承認された保安検査の受検予定日より前に危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合には、特定屋外タンク貯蔵所等の所有者、管理者又は占有者は、次のア又はイに定める期限までに保安検査を受けなければならないこと。

- ア 変更前の保安検査の受検期限までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあつては、変更前の保安検査の受検期限
- イ 変更前の保安検査の受検期限より後で、かつ、承認された保安検査の受検予定日以前に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあつては、再開の日の前日

第16 保安検査の時期延長の申請

(保安に関する検査)

- 1 保安検査時期延長申請に添付する図書
 - (1) 危則第62条の2の3第2項に規定する申請書（危則様式第26の2、様式第26の3、様式第26の4、様式第26の5、様式第26の6）
 - (2) 設置の完成検査済証又は前回の保安検査済証の写し
 - (3) 敷地内配置図
 - (4) KHKの技術援助報告書
 - (5) 2に示す保安のための措置関係書類
 - (6) その他必要な図書
- 2 保安のための措置関係（H6.9.1消防危第73号通知、H11.9.24消防危第86号通知、H16.3.31消防危第42号通知、H23.2.25消防危第45号通知）

(1) 特定屋外貯蔵タンクの腐食防止等の状況に関する申請添付資料

項目	資料内容
コーティング	<ul style="list-style-type: none"> ・コーティングに関する指針又は既存コーティングに関する指針に基づくチェックリスト ・屋外貯蔵タンクの内面コーティング等の管理技術に係る講習を終了したことを示す資料等コーティング等の施工に関して専門的技術及び経験を有すると認めることのできる資料
タンク底部外面の腐食防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルトサンドの場合は、施工範囲、施工厚さを明示した図面又は資料 ・電気防食の場合は、防食設置の設置位置を示した図面、対地電位（瞬間オフ電位）測定記録資料
板厚 補修・変形	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水侵入防止措置の被覆材料、被覆範囲及び被覆厚さを示した図面 ・板厚測定記録図面及び資料 ・補修実施箇所を示す図面、補修工事施工要領を示す資料 ・有害な変形が認められた部位に関する隅角部角度測定データ等の記録資料
不等沈下 支持力・沈下 維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク本体の経年相対沈下量測定記録資料 ・タンク本体の経年沈下量測定記録資料 ・過去1年間の教育訓練実施記録資料（実施日、実施場所、参加人員、教育訓練内容を記録したもの） ・過去1年間の巡視・点検実施計画、実施要領を記載した資料

(2) 危険物の貯蔵管理等の状況に関する申請添付資料

項 目	資 料 内 容
水等成分管理の実施 腐食率	<ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵危険物の水分等管理要領及び管理記録資料 ・板厚測定記録図面及び資料 ・板の経過年数に関する資料
タンク底部外面の腐 食防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルトサンドの場合は、施工範囲、施工厚さを明示した図面又は資料 ・電気防食の場合は、防食設置の設置位置を示した図面、対地電位（瞬間オフ電位）測定記録資料
補修・変形	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水侵入防止措置の被覆材料、被覆範囲及び被覆厚さを示した図面 ・補修実施箇所を示す図面、補修工事施工要領を示す資料 ・有害な変形が認められた部位に関する隅角部角度測定データ等の記録資料
不等沈下 支持力・沈下 維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク本体の経年相対沈下量測定記録資料 ・タンク本体の経年沈下量測定記録資料 ・過去1年間の教育訓練実施記録資料（実施日、実施場所、参加人員、教育訓練内容を記録したもの） ・過去1年間の巡視・点検実施計画、実施要領を記載した資料

(3) 特定屋外貯蔵タンクの腐食量に係る管理等の状況に関する申請添付資料

項 目	資 料 内 容
板厚予測値 コーティング	<ul style="list-style-type: none"> ・腐食量予測式に基づく板厚予測値算出資料 ・コーティングに関する指針又は既存コーティングに関する指針に基づくチェックリスト ・屋外貯蔵タンクの内面のコーティング等の管理技術に係る講習を終了したことを示す資料等コーティングの施工に関して専門的技術及び経験を有すると認めることのできる資料
タンク底部外面の腐 食防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルトサンドの場合は、施工範囲、施工厚さを明示した図面又は資料 ・電気防食の場合は、防食設置の設置位置を示した図面、対地電位（瞬間オフ電位）測定記録資料
補修・変形	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水侵入防止措置の被覆材料、被覆範囲及び被覆厚さを示した図面 ・補修実施箇所を示す図面、補修工事施工要領を示す資料 ・有害な変形が認められた部位に関する隅角部角度測定データ等の記録資料
不等沈下 支持力・沈下 維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク本体の経年相対沈下量測定記録資料 ・タンク本体の経年沈下量測定記録資料 ・過去1年間の教育訓練実施記録資料（実施日、実施場所、参加人員、教育訓練内容を記録したもの） ・過去1年間の巡視・点検実施計画、実施要領を記載した資料

(4) 危令第8条の4第2項第1号ロの特定屋外タンク貯蔵所に関する申請添付資料
(コーティング有)

項 目	資 料 内 容
次回の保安検査の時期 コーティング 補修・変形 不等沈下 支持力・沈下 維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク底部の板の厚さの1年あたりの腐食による減少量等により次回の保安検査の時期を算出した資料 ・コーティングに関する指針又は既存コーティングに関する指針に基づくチェックリスト ・コーティングの施工に関して専門的技術及び経験を有すると認めることのできる資料 ・補修実施箇所を示す図面、補修工事施工要領を示す資料 ・有害な変形が認められた部位に関する隅角部角度測定データ等の記録資料 ・タンク本体の経年相対沈下量測定記録資料 ・タンク本体の経年沈下量測定記録資料 ・過去1年間の教育訓練実施記録資料（実施日、実施場所、参加人員、教育訓練内容を記録したもの） ・過去1年間の巡視・点検実施計画、実施要領を記載した資料

(5) 危令第8条の4第2項第1号ロの特定屋外タンク貯蔵所に関する申請添付資料
(コーティング無)

項 目	資 料 内 容
次回の保安検査の時期 水等管理の実施 補修・変形 不等沈下 支持力・沈下 維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク底部の板の厚さの1年あたりの腐食による減少量等により次回の保安検査の時期を算出した資料 ・貯蔵危険物の水等の管理要領及び管理記録資料 ・補修実施箇所を示す図面、補修工事施工要領を示す資料 ・有害な変形が認められた部位に関する隅角部角度測定データ等の記録資料 ・タンク本体の経年相対沈下量測定記録資料 ・タンク本体の経年沈下量測定記録資料 ・過去1年間の教育訓練実施記録資料（実施日、実施場所、参加人員、教育訓練内容を記録したもの） ・過去1年間の巡視・点検実施計画、実施要領を記載した資料

3 保安検査時において保安のための措置について確認されている要件にあっては、備考欄にその旨を記載することにより、図書等の添付を省略することとして差し支えない。(H16.3.31消防危第42号通知、H23.2.25消防危第45号通知)